第3 共創・公民戦略連携の取組

1 共創・公民戦略連携の取組の背景

社会課題が複雑化、多様化し、少子高齢者が進み、経済面・財政面で制約が 課される中、行政でこれまでの住民サービスを維持しながら、行政のみで様々 な社会課題を解決することが難しくなっている。このような背景の下に、新た な公民連携手法を取り入れる地方公共団体が増えつつある。

従来の公民連携・公共事業は、一般的に、行政が自らの知識・経験の範囲内で最適と考える事業スキームを構築し、詳細な条件をあらかじめ行った上で民間事業者を募集するケースが多く、行政主導型であった。

この行政主導型公民連携から、新しい公民連携、すなわち、民間が主体的に 参画し、行政と民間との対等な関係で「対話」を行うことにより、新たな価値 を生み出す取組が進められており、原則として行政側の費用負担がないことが 従来の公民連携と異なる点である。

このような公民連携の取組は、事業者との連携をさらに進める必要があり、 かつ予算等に制約がある消費者行政の現状においては、今後一層活用が期待さ れる取組である。

2 取組事例

ワーキンググループにおいては、2008年に「共創推進事業本部」(現在は政策局共創推進室)を設置し、第一線で公民連携である「共創」の取組を実施する横浜市と、2015年に「公民戦略連携デスク」を設置し公民連携を実施する大阪府を取り上げた。

ワーキングで実施したヒアリング結果を、以下で紹介する。

(1)横浜市「共創」

●共創に取り組む背景

長期的に生産年齢人口を中心とした人口減少による税収減と財政需要の増大が見込まれており、行政の知恵・力・資源だけで様々な社会課題の解決を目指すことが難しくなっている。そのため、企業・大学・NPO等民間の多様な主体と連携し、オープンイノベーションを推進して社会課題を解決していくことを政策の基本姿勢の一つに据えている。

横浜市の政策推進における基本姿勢



『横浜市中期 4 か年計画2018~2021』 の基本姿勢 (P.8)

- ▷ SDG s の視点を踏まえた取組
- ▽ データ活用・オープンイノベーションの推進
- ▷ 地域コミュニティの視点に立った課題解決



●共創の定義

横浜市としての「共創」(公民連携)の必要性と定義



もはや、行政(横浜市)の知恵・力・資源だけでは解決していけない課題が山積み!



解決には、 様々な組織・人々の「共創」による オープンイノベーションが不可欠

企業、NPO、大学などの、多様な民間の方々と 行政とが 対話 を通じて連携を進め、それぞれが 持つアイデアやノウハウ、資源などを活用する ことで、社会や地域の課題に対し、 新たな価値や解決策を共に創り上げていくこと

●共創フロントの仕組み

- ·「対話」の窓口とコーディネート機能として「共創フロント」を設置している。
- ・共創フロントを活用した連携には、民間の提案を出発点とする「フリー型フロント (発想提案型)」と、行政が課題を設定し、それに対して民間からの提案を受ける 「テーマ型フロント(課題提示型)」の2種類がある。
- ・民間からの相談や提案を受け付けた共創推進室がコーディネーターとなって「対話」を行い、長年蓄積してきた知見を基に実現性を見極め、民間と庁内各部局を結び付けている。
- ・民間提案はWEBから常に行うことができるようにし、「機会の公平」を担保している。したがって、必ず事業者選定の公募を行わなければならないものではなく、提案事業者と提案内容に基づいて連携することも可能である。
- ・この仕組みによる取組では、原則として行政側の費用負担は無い。

「対話」の窓口&コーディネート機能(共創フロント)



- 「共創」を進めるための仕組みとして「共創フロント」(2008~)を設置 これまで約400件の連携を実現(提案数は約100件/年)
- 「共創フロント」とは、横浜市と民間の皆様とが互いに対話を進め、 社会・地域の課題の解決やイノベーションの創出等につながる連携を進めるため、 民間の皆様からの相談・提案を受け付ける窓口
- ▶ 民間提案の「機会の公平」を担保(WEBから24h365日提案が可能)
- ▷ 「共創推進室」が、提案の実現化に向け、コーディネーターとなって調整を行う





【参考:これまでの実現案件リスト】 https://www.city.yokohama.lg.ip/business/kyoso/kyosofront/front-front-flies/front-past-projects.pdf

●連携を希望する部局に求められること

行政が課題を設定し、それに対して民間からの提案を受ける「テーマ型フロント(課題提示型)」の場合、連携を希望する部局が募集シートを提出する必要がある。そこでは、「提案を募集する背景・課題」、「希望する提案」、「想定する提案例」「民間に提供できるメリット」等、詳細に提示する必要がある。(募集シートは参考資料を参照)

●取組事例

多くの分野で取組事例があり、消費者行政分野での事例もある。情報提供に関する連 携は次の通り。(事例集は参考資料を参照)



事例 6



「文豪ストレイドッグスが横浜の若者を守る!」 ㈱KADOKAWA × 横浜市消費生活総合センター × 横浜市成年年齢の引き下げに伴い若者に向け消費行動の注意喚起をします

♦ 概要

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ契約トラブルが増えることに備え、また若者が悪質商法に巻き込まれることを未然に防ぐことを目的に、タイアップ企画を実施する。

「文豪ストレイドッグス」は舞台モデルが横浜であり、様々な事件を解決する武装探偵社の活躍を描いた作品ということもあり、横浜の若者を守る啓発コラポが実現した。

描き下ろしイラストで啓発ポスターやグッズを作成 し、2021年4月から2022年5月までポスターを横浜市内各 所に掲示し、さらにオリジナルグッズの配布で成年年齢 引き下げに伴う啓蒙キャンペーンを行う。

※ (株)KADOKAWAと横浜市は包括連携協定を締結済

◆ 創出された価値

- 人気コンテンツとの連携により、新たに成年となる若 者層に対して訴求力を持って注意喚起や啓発活動を展 開可能になる。
- 横浜を舞台とした限定イラストを作成いただくことで、連携を特別なものに位置づけることができた。





限定販売されるオリジナル みなとぶらりチケット

書き下ろしポスター(山手西洋館/外交官の家編)

©朝霧カフカ・春河35/KADOKAWA/2019文豪ストレイドッグス製作委員会

#**-7-ド** (伝えたい層に 合わせた連携啓発) (架空都ホョコハマ) (書き下のし イラスト) (交通事業も 同時連携

●WGとしてのまとめ

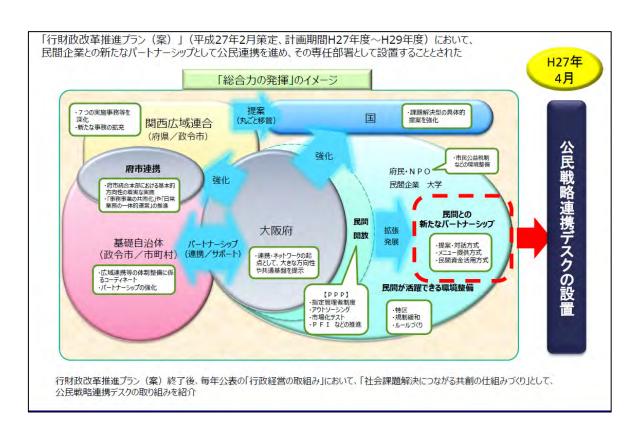
- ◎「共創」とは、企業、NPO、大学などの、多様な民間の方々と行政とが「対話」 通じて連携を進め、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源などを活用する ことで、社会や地域の課題に対し、新たな価値や解決策を"共に創り"上げて いくこと。
- ◎共創フロントは民間からの相談や提案を受け付け、連携をコーディネートする窓口。「対話」を行い、実現性を見極め、民間と庁内各部局を結び付けている。
- ◎「機会の公平」を担保しており、公募によらず提案事業者と連携することも可能。
- ◎原則として行政側の費用負担は無い。
- ◎行政から提案を募集する場合、「提案を募集する背景・課題」、「希望する提案」、「想定する提案例」「民間に提供できるメリット」等、詳細に提示する必要がある。

(2) 大阪府「公民戦略連携」

●公民戦略連携に取り組む背景

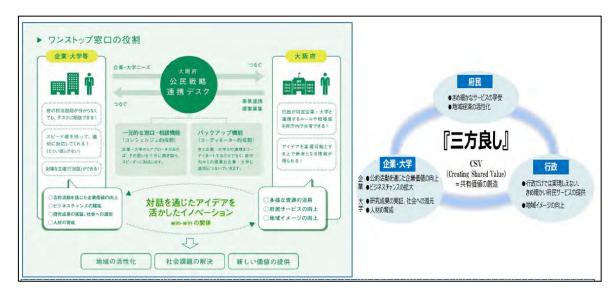
少子高齢化、人口減少などを背景として、行政だけで様々な社会課題を解決できる時代ではなくなっており、企業・大学等の民間との幅広い連携やネットワークによって 社会を支えていくことが不可欠になっている。

大阪府では、平成27年2月に策定した「行財政改革推進プラン(案)」では、公民連携の強化を改革の柱に位置づけ、同年4月に、民間との新たなパートナーシップを実現することを掲げ、スピーディーで柔軟に双方向での連携を進めていけるよう、都道府県では初となる公民連携の専任部署として「公民戦略連携デスク」を設置した。



●公民戦略連携デスクの機能・体制

- ・公民戦略連携デスクでは、①企業等からの提案を適切に受け止め、府庁内の各部局とマッチングする一元的な窓口・相談機能、②その連携が円滑に進むようコーディネートし、府庁内からの提案を企業等に伝えるバックアップ機能を担っている。
- ・公民戦略連携デスクの体制について、令和3年度は、大阪府下の市町村における公民連携の設置や取組を支援するため、14名の職員うち市町村研修生が7名を占める点が特徴の一つである。



●大阪府がめざす公民連携の姿

・双方の強みを生かした連携

スピード感や社会変化への対応力、多様な資源といった企業の強みと、信頼性・信用性や公共性、安定性・継続性といった行政の強みを束ね、新しい価値を生み出す。

・府民、企業等、行政にとっての「三方良し」

公民戦略連携デスクにより、府民、企業や大学等の民間、行政の3者が「三方良し」 となる取組が生まれることを目指している。

・まずは「対話」を行うことを重視している。

●公民連携の手法

- ・大阪府では、2種類の連携協定を設けており、一つは企業等と複数の部局との間で取組を進める場合の「包括連携協定」、もう一つは企業等と特定の部局との取組みを 進める場合の「事業連携協定」である。
- ・包括連携協定は公民戦略連携デスクが、事業連携協定は各部局がそれぞれ対応する。
- ・包括連携協定の締結にあたっては、企業規模の要件はないものの、幅広い連携があり(概ね、「防災・防犯」「福祉」「環境」など5以上の分野において、具体的な連携による取組みが合計10項目以上あること)、かつ、その企業等の強みを生かした取組を実施することとしている(令和3年4月大阪府公民連携ガイドライン)。
- ・公民戦略連携デスクが窓口となる連携の取組みにおいては、公費の支出は行わない。

●具体的な連携の進め方

大阪府では、以下のような原則と視点で具体的連携を進めている。

【原則】

- ① 対等の原則4
- ・提案の実現に向け、対等なパートナーとして信頼関係を築きます√
- ② 対話の原則→
- ・府民サービスの向上につながる連携となるよう、対話を重視します↓
- ③ 目標共有の原則4
- ・目標を共有し、その中でお互いのメリットを見いだし、互恵的な関係を構築します↓
- ④ 公平性確保の原則↓
- ・全ての企業等に、府への提案の機会を確保します√
- ⑤ 透明性確保とアイデア保護の原則↓
- ・連携事業は、オープンな過程の中で進めることを基本とし、実現した取組みについて は、その内容を広く社会に開示することで、新たな取組みが広がるよう促します↓
- ・寄せられた提案のうち、事業の検討段階における独自のアイデアについては、保護します↓

※大阪府情報公開条例との関係について↓

大阪府が事務過程で作成・取得した文書については、情報公開請求の対象となります。企業等との連携のために府が作成・取得した文書が情報公開請求を受けた場合は、該当する企業・大学等の意見を踏まえながら、大阪府情報公開条例に基づき適切に対応します。

【視点】

- ① 府民・利用者の視点~
- ・企業等との連携の中で、「府民サービスの向上」に資する取組みをめざします√
- ・また、良質なサービスが継続的に実施できるよう、持続可能な連携を進めます↓
- ② 地域・社会の視点~
- ・事業が直接的にもたらす効果のみならず、新たな価値創造や府民・地域社会に及ぼす 影響についても考慮し、地域社会の活性化と府民サービスの向上に資するよう取組み を推進します。
- ③ 成長・発展の視点↓
- 対話を通じて、行政側の知識向上や意識改革などを図ります√
- ・行政との連携を通じて、企業等の成長につながる事業構築を目指します√
- ・先進性のある取組みについては、公民連携での実施を積極的に推進します。
- ④ 財務の視点↓
- 事業実施における費用対効果を重視し、取組みを推進します√

(令和3年4月大阪府公民連携ガイドラインより抜粋・引用)

●取組事例

令和2年度の取組事例は、次のとおり。

▶<参考事例>

令和2年度の取組み事例

子ども・教育

>事例①英語教育支援

英会話教材(DVD)の 寄贈や英語の コミュニケーションを 体験する機会の提供

健 康

> 事例②V.O.S.メニューの 普及啓発

> 食品宅配業者と 連携した、V.O.S. メニュー商品の販 売や、会員向け機 関誌でのレシピの 紹介等

>事例③こさえたんの 販売促進

福

祉

オリジナルノベルティ (こさえたん) の制作・ 配布や、製品開発 支援、販売協力等

墳

> 事例④プラスチックごみの 削減

「おおさかプラスチック ごみゼロ宣言」に賛同し、 回収したペットボトルを リサイクルしたエコバッグの 制作や、マイバッグ・ マイボトルの普及啓発等

ダイバーシティ

安全・安心

地域活性化

府が主催する、女性 活躍推進や多様な 人材の活躍をテーマと したセミナーでの講師 の派遣協力等

災害時における避難 所支援として、防災 用パーテイションの寄 贈や、

停電時の給電支援

事例⑤ セミナーへの講師派遣 >事例⑥ 避難所等へ支援 >事例⑦ 大阪応援企画

大手コンビニエンスストア 3社がそろって大阪産(もん)を 使用し、各社のオリジナル 商品を開発・販売し、 生産者を応援



●WGとしてのまとめ

- ◎「公民戦略連携」とは、民間と行政とが「対話」を行い、スピード感や社会変 化への対応力、多様な資源といった企業の強みと、信頼性・信用性や公共性、 安定性・継続性といった行政の強みを束ね、新しい価値を生み出すこと。
- ◎公民戦略連携デスクにより、府民、企業や大学等の民間、行政の3者が「三方 良し」となる取組が生まることを目指している。
- ◎公民戦略連携デスクが窓口となる場合、行政側の費用負担は無い。
- ◎主に、教育、健康、環境、防災等の消費者関連情報以外の分野の取組が多い。

以上のとおり、「共創」や「公民戦略連携」における取組では、教育、健康、福祉 等の他の分野と比較すると、消費者関連情報の活用状況は少ない。

- 消費者行政における事業者を経由した情報提供の取組
- (1) 見守りネットワークを活用した事業者経由の情報提供 事業者を経由した消費者関連情報提供の取組のうち、現在行われている代表的

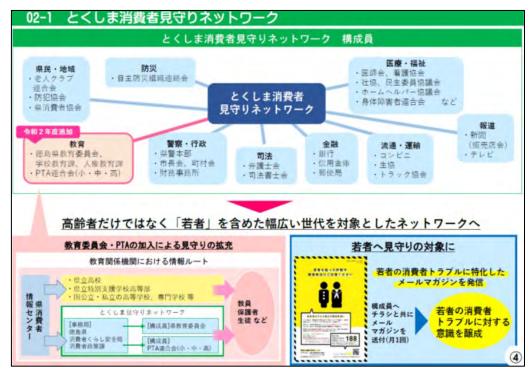
なものには、消費者安全確保地域協議会(以下「見守りネットワーク」という。)の構成員となっている事業者と協力して実施している情報提供の取組がある。

消費者庁は、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分な消費者の消費者被害を防止するため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行うべく、見守りネットワークの設置を推進しており、その構成員として宅配、コンビニ、郵便局、金融機関等の事業者が含まれていることがある。令和3年5月末現在、見守りネットワークの設置は、総自治体数 1788 のうちの 340 自治体であるが、今後さらに、未設置の自治体においては設置の推進を、既設置の自治体においては事業者の参加や増加を促すことが期待されている。

(2) 取組事例(徳島県)

消費者庁は、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として、徳島県に新未来創造オフィスを 2017 年 7 月に設置し、徳島県等を実証フィールドとした分析・研究プロジェクト等を実施してきた。ここでは、徳島県における見守りネットワーク等による消費者関連情報提供の取組を紹介する。

「とくしま消費者見守りネットワーク」は、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、全国展開を見据えたプロジェクトとして、高齢者、障がい者を始め若者を含めた幅広い世代を対象として、見守り等必要な取組について情報交換、協議を行うことにより、市町村における見守りネットワーク構築の機運醸成を図るとともに、その支援を行うことを目的として設立された。



徳島県の見守りネットワークでは、県からの依頼により、構成員である事業者に消費 者関連情報を提供している。

●取組事例「コロナウィルスに便乗した悪質商法への注意喚起」 高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、「消費者被害未然防止チラシ」を作成 し、県内に広く周知。



●取組事例「徳島新聞販売店会「地域の絆」へ掲載」 新聞販売店の協力によりコロナ詐欺対策をテーマとしたチラシを新聞に折込み配布。



徳島県の事業者を通じた情報提供ルートの全体像は下図のとおり。市町村見守りネットワークでは、郵便局等と、とくしま消費者見守りネットワークでは、郵便局・報道・運輸等と、とくしま消費者志向経営推進組織やとくしまエシカル消費者推進会議では事業者団体と、それぞれ連携し、高齢者や障がい者、学生・生徒・保護者、地域住民に消費者関連情報を提供している。



●WGとしてのまとめ

- ◎徳島県は様々なルートにおいて、事業者経由での情報提供を行っている。見守りネットワークを通じた情報提供ルートとしては、市町村見守りネットワーク及びとくしま消費者見守りネットワークが設置されており、とくしま消費者志向経営推進組織やとくしまエシカル消費推進会議から事業者団体を通じた情報提供ルートもある。
- ◎情報提供の方法としては、県や市町村から構成員である事業者に「依頼」することにより、ネットワークに情報を提供している。
- ◎とくしま消費者見守りネットワークでは、高齢者だけでなく「若者」を含めた幅広い世代を対象としたネットワークとするため、教育委員会やPTA連合会等の「教育機関」を情報ルートに加えている。